死亡届に関連するおもな手続き

	亡くなられ	「ルこりかめくほよる	るものについてご確認ください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受
			・給付サービスに関する	: 3こと				•
				 資格確認書の返却	・故人の資格確認書			
	A 国民健康保険に加入していた(74歳以下) または世帯員が国民健康保険に加入している世帯主		国民健康保険資格喪失/適用終了	・故人及び世帯主のマイナンバー		1階2番窓口		
				が確認できるもの		(市民課)		
			送付先の変更(必要な場合)	・委任状(代理の場合)			-	
l	B 後期高齢者医療制度に加入していた(75歳以上) または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している		資格確認書の返却	・故人の資格確認書		1階6番窓口		
			送付先の設定(高額療養費等)	両子が体表示キスナの		(高齢者支援課)	-	
l		→葬祭を行った	行った場合	葬祭費の支給申請	・喪主が確認できるもの・喪主の口座が確認できるもの		A 1階2番窓口	
<i>f</i>	A·B →還付金がある場合		場 合	振込口座の指定	・振込口座の確認ができるもの		(市民課)	
	共通	· XE(1) W(7) 60 60	. のの2. 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	派及口注の目在	・限度額適用認定証		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	-
	/ \ <u>.</u>	→各種認定証を	持っている場合	各種認定証等の返却	・標準負担減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等		B 1階6番窓口 (高齢者支援課)	
	C 上記以外の健康保険に加入していた場合		倹に加入していた場合	※同様の手続きがあります。 手続き方法は加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。			健康保険の加入先で 手続きしてください	
				・未支給年金/未支払給付金の請求				T
l	国民年	€金を受給してい	<i>t-</i>	・死亡の届出	受付窓口でお尋ねください。			
l	国氏平並で支和していた			・遺族年金の申請			 1階2番窓口	
				寡婦年金の申請			(市民課)	-
l			コルテいた		五八次ワテトヨムノギル			-
	国民年金(1号)に加入していた			死亡一時金の請求	受付窓口でお尋ねください。			-
			遺族年金の申請	台 扣割△=T			-	
r r	CE IEIN I ort			資格喪失の手続き	・負担割合証 ・負担限度額認定証等			
	65 歳以上の方				・貝担限度額認定証券・介護保険証		1階6番窓口	-
_	または 40 歳以上 64 歳以下で介護保険の資格を有していた		で介護保険の資格を有していた	高額介護サービス費等給付費の申請等 (該当者のみ)	・相続人代表者の口座が確認でき るもの		(高齢者支援課)	
	障がいの手帳を持っていた 特別児童扶養手当 障害児福祉手当		た	手帳の返却等の手続き				
	特別障害		を受給していた	資格喪失等の手続き			 1階8番窓口	
	経過的福祉手当を受給していた。				受付窓口でお尋ねください。		(福祉課)	
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた		愛給資格を持っていた	資格喪失等の手続き			(田川本)	
	自立支援医療費助成 を受けていた (精神通院、更生医療、育成医療)			資格者証の返却等手続き				
	児童手当 児童扶養手当 を受給していた			資格喪失等の手続き				
		療費助成	児童が亡くなったとき	資格喪失の手続き	受付窓口でお尋ねください。			
	を受けて	いた	保護者が亡くなったとき	保険の変更の手続き	文1715日での労はへんでい。		1階7番窓口	
	ひとり親 養育医療	医療費助成 費助成	を受けていた	資格者証の返却等の手続き			(こども未来課)	
	保育園等	に入園している	児童が亡くなったとき	園に連絡している場合は、手続きは7	下要です。 			
	園児がい	る	世帯員が亡くなったとき	支給認定内容の変更				
くな	られた			•				- 1
	市県民税・軽自動車税・固定資産税に未納がある							
			・料金に関すること 国定資産税に未納がある	納税相談				
金	市県民税	・軽自動車税・固	固定資産税に未納がある		預金诵帳、诵帳の届出印		1 階 4 番窓口 (税務課)	
金	市県民税税・料等	・軽自動車税・固を口座振替で人き	国定資産税に未納がある 目市に納めていた	納税相談 口座振替の廃止・変更 市県民税等に関する書類の送付先	預金通帳、通帳の届出印			
金	市県民税税・料等	・軽自動車税・固	国定資産税に未納がある 目市に納めていた	口座振替の廃止・変更	預金通帳、通帳の届出印			
	市県民税 税・料等 市県民税	・軽自動車税・固を口座振替で人き	固定資産税に未納がある ま市に納めていた 果税されている	口座振替の廃止・変更 市県民税等に関する書類の送付先	預金通帳、通帳の届出印 ナンバープレート(廃車の場合) ※軽自動車については軽自動車検査協 会、125 ccを超えるバイクについては 熊本運輸支局での手続きが必要です。			
	市県民税 税・料等 市県民税 原付バイ 固定資産	・軽自動車税・固定を口座振替で人また。 ・軽自動車税が設定・軽自動車税が設定を ・が型特殊車両を を税の納付書が履	国定資産税に未納がある 市に納めていた 課税されている 可を所有していた	口座振替の廃止・変更 市県民税等に関する書類の送付先 の指定	ナンバープレート(廃車の場合) ※軽自動車については軽自動車検査協 会、125 ccを超えるバイクについては		(税務課)	
	市県民税 税・料等 市県民税 原付バイ 固定資産 もしくは	・軽自動車税・固 を口座振替で人書 ・軽自動車税が調 ク・小型特殊車両 を税の納付書が履 間定資産(土地	国定資産税に未納がある 市に納めていた 課税されている 可を所有していた 届いていた は・家屋)を持っていた	口座振替の廃止・変更 市県民税等に関する書類の送付先 の指定 名義変更または廃車 相続人代表者の申告	ナンバープレート(廃車の場合) ※軽自動車については軽自動車検査協 会、125 ccを超えるバイクについては 熊本運輸支局での手続きが必要です。		(税務課)	
	市県民税 税・料等 市県民税 原付バイ 固定資産 もしくは	・軽自動車税・固定資産(土地の使用をやめる場	国定資産税に未納がある 市に納めていた 課税されている 可を所有していた 聞いていた はいていた は・家屋)を持っていた 場合	口座振替の廃止・変更 市県民税等に関する書類の送付先 の指定 名義変更または廃車 相続人代表者の申告 使用中止届	ナンバープレート(廃車の場合) ※軽自動車については軽自動車検査協 会、125 ccを超えるバイクについては 熊本運輸支局での手続きが必要です。 お電話・インターネット・		(税務課) 1階3番窓口(税務課) 2階2-7番窓口(水道局お客様センター)	
	市県民税 税・料等 市県民税 原付バイ 固定資産 もしくは	・軽自動車税・固定資産(土地の使用をやめる場	国定資産税に未納がある 市に納めていた 課税されている 可を所有していた 届いていた は・家屋)を持っていた	口座振替の廃止・変更 市県民税等に関する書類の送付先 の指定 名義変更または廃車 相続人代表者の申告	ナンバープレート(廃車の場合) ※軽自動車については軽自動車検査協 会、125 ccを超えるバイクについては 熊本運輸支局での手続きが必要です。		(税務課) 1 階 3 番窓口 (税務課) 2階2-7番窓口	
	市県民税 税・料等 市県民税 原付バイ 固定くは 上下水道	・軽自動車税・固定資産(土地の使用をやめる場	国定資産税に未納がある 市に納めていた 課税されている 可を所有していた 聞いていた はいていた は・家屋)を持っていた 場合	口座振替の廃止・変更 市県民税等に関する書類の送付先 の指定 名義変更または廃車 相続人代表者の申告 使用中止届	ナンバープレート(廃車の場合) ※軽自動車については軽自動車検査協 会、125 ccを超えるバイクについては 熊本運輸支局での手続きが必要です。 お電話・インターネット・		(税務課) 1階3番窓口(税務課) 2階2-7番窓口(水道局お客様センター)	
	市県民税 税・料等 市県民税 原付バイ 固定くは 上下水道	・軽自動車税・図 を口座振替で人書 ・軽自動車税が設 ク・小型特殊車両 を税の納付書が届 で固定資産(土地 の使用をやめる場	国定資産税に未納がある 市に納めていた 課税されている 可を所有していた 聞いていた はいていた は・家屋)を持っていた 場合	口座振替の廃止・変更 市県民税等に関する書類の送付先 の指定 名義変更または廃車 相続人代表者の申告 使用中止届 使用名義変更 自動的に登録廃止になります 使用権の承継 (住所・氏名等変更届)	ナンバープレート(廃車の場合) ※軽自動車については軽自動車検査協 会、125 ccを超えるバイクについては 熊本運輸支局での手続きが必要です。 お電話・インターネット・		(税務課) 1階3番窓口(税務課) 2階2-7番窓口(株道局お客様センター) 0966-22-5497 1階1番窓口(市民課) 2階2-9番窓口	
	市県民税 税・料等 市県民税 原付バイ 固定くは 上下水道	・軽自動車税・図 を口座振替で人書 ・軽自動車税が調 ク・小型特殊車両 税の納付書が属 固定資産 (土地 の使用をやめる場 →上下水道の何 をしていた	国定資産税に未納がある 市に納めていた 課税されている 可を所有していた 聞いていた はいていた は・家屋)を持っていた 場合	口座振替の廃止・変更 市県民税等に関する書類の送付先 の指定 名義変更または廃車 相続人代表者の申告 使用中止届 使用名義変更 自動的に登録廃止になります 使用権の承継 (住所・氏名等変更届) ・犬の登録事項変更届(所有者変更) ・犬の譲渡手続き	ナンバープレート(廃車の場合) ※軽自動車については軽自動車検査協会、125 ccを超えるバイクについては 熊本運輸支局での手続きが必要です。 お電話・インターネット・ 市公式 LINE でお手続きできます		(税務課) 1階3番窓口(税務課) 2階2-7番窓口(税道局お客様センター) 0966-22-5497 1階1番窓口(市民課)	
	市県民税 市県民税 市県民税 原付 に で で で で で で で で で で で で で で で で で で	・軽自動車税・図 を口座振替で人書 ・軽自動車税が調 ク・小型特殊車両 税の納付書が属 固定資産 (土地 の使用をやめる場 →上下水道の何 をしていた	国定資産税に未納がある 市に納めていた 課税されている 可を所有していた はいていた は・家屋)を持っていた 場合 使用者名義を変更する場合	口座振替の廃止・変更 市県民税等に関する書類の送付先 の指定 名義変更または廃車 相続人代表者の申告 使用中止届 使用名義変更 自動的に登録廃止になります 使用権の承継 (住所・氏名等変更届) ・犬の登録事項変更届(所有者変更)	ナンバープレート(廃車の場合) ※軽自動車については軽自動車検査協会、125 ccを超えるバイクについては 熊本運輸支局での手続きが必要です。 お電話・インターネット・ 市公式 LINE でお手続きできます ・承継人と故人の関係が確認でき る書類(戸籍謄本等)		(税務課) 1階3番窓口(税務課) 2階2-7番窓口(水道局お客様センター) 0966-22-5497 1階1番窓口(市民課) 2階2-9番窓口(環境課)	
	市県民税 市原付 に し い で で で で で で で で で で で で で で で で で で	・軽自動車税・図 を口座振替で人書 ・軽自動車税が割 ・軽自動車税が割 ク・小型特殊車両 を間定資産(土地 の使用をやめる場 →上下水道のを をしていた を使用していた ていた	国定資産税に未納がある 市に納めていた 課税されている 可を所有していた はいていた は・家屋)を持っていた 場合 使用者名義を変更する場合 は関する場合	口座振替の廃止・変更 市県民税等に関する書類の送付先 の指定 名義変更または廃車 相続人代表者の申告 使用中止届 使用名義変更 自動的に登録廃止になります 使用権の承継 (住所・氏名等変更届) ・犬の登録事項変更届(所有者変更) ・犬の譲渡手続き 退去または	ナンバープレート (廃車の場合) ※軽自動車については軽自動車検査協会、125 ccを超えるバイクについては 熊本運輸支局での手続きが必要です。 お電話・インターネット・ 市公式 LINE でお手続きできます ・承継人と故人の関係が確認できる書類 (戸籍謄本等) 受付窓口でお尋ねください。 受付窓口でお尋ねください。		(税務課) 1階3番窓口(税務課) 2階2-7番窓口(水道局お客様センター) 0966-22-5497 1階1番窓口(市民課) 2階2-9番窓口(環境課)	
他	市税・市原 固も上 印 市 犬 市 故 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	・軽自動車税・図 を口座振替で人書 ・軽自動車税が割 ク・小型特殊車両 を 一の使用をやめる場 ・ ・ をしていた を使用していた を使用していた を放人の名義で値 をな人の名義で値	国定資産税に未納がある 市に納めていた 課税されている 可を所有していた はいていた は・家屋)を持っていた 場合 使用者名義を変更する場合 は関する場合	口座振替の廃止・変更 市県民税等に関する書類の送付先 の指定 名義変更または廃車 相続人代表者の申告 使用中止届 使用名義変更 自動的に登録廃止になります 使用権の承継 (住所・氏名等変更届) ・犬の登録事項変更届(所有者変更) ・犬の譲渡手続き 退去または 入居承継手続き(名義変更)	ナンバープレート (廃車の場合) ※軽自動車については軽自動車検査協会、125 ccを超えるバイクについては 熊本運輸支局での手続きが必要です。 お電話・インターネット・ 市公式 LINE でお手続きできます ・承継人と故人の関係が確認できる書類 (戸籍謄本等) 受付窓口でお尋ねください。 ・相続登記済みの登記事項証明書等相続したことの確認できる書類・相続人の認印・当該土地の位置を示す集成図(税務課交付)		(税務課) 1階3番窓口(税務課) 2階2-7番窓口(水道局お客様センター) 0966-22-5497 1階1番窓口(市民課) 2階2-9番窓口(環境課) 2階2-1番窓口(住宅政策課) 2階2-1の番窓口(農林整備課)	
他	市税市 原 固も上 印 市 犬 市 故 森民料民 バ 資く水 登 墓 飼 住 が を は が を か な か な か な か な か な か な か か な か か か か	・軽自動車税・図 を口座振替で人書 ・軽自動車税が認 ク・小型特殊車両 一般の納付書が属 一個定資産 (土地 の使用をやめる場 一一少上下水道の をしていた を使用していた ではまでいた ではまでに同居して ではまでに同居して	国定資産税に未納がある 市に納めていた 課税されている 可を所有していた はいていた は・家屋)を持っていた 場合 使用者名義を変更する場合 は関する場合	口座振替の廃止・変更 市県民税等に関する書類の送付先 の指定 名義変更または廃車 相続人代表者の申告 使用中止届 使用名義変更 自動的に登録廃止になります 使用権の承継 (住所・氏名等変更届) ・犬の登録事項変更届(所有者変更) ・犬の譲渡手続き 退去または 入居承継手続き(名義変更) 入居者異動届出 森林の土地の所有者届出	ナンバープレート (廃車の場合) ※軽自動車については軽自動車検査協会、125 ccを超えるバイクについては 熊本運輸支局での手続きが必要です。 お電話・インターネット・ 市公式 LINE でお手続きできます ・承継人と故人の関係が確認できる書類 (戸籍謄本等) 受付窓口でお尋ねください。 ・相続登記済みの登記事項証明書等相続したことの確認できる書類・相続人の認印・当該土地の位置を示す集成図(税		(税務課) 1階3番窓口(税務課) 2階2-7番窓口(水道局お客様センター) 0966-22-5497 1階1番窓口(市民課) 2階2-9番窓口(環境課) 2階2-1番窓口(住宅政策課)	

	ご家族があてはまるものについてご確認ください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
ご家力	族に関する届出・申請					
住所	世帯主が亡くなって、残る世帯員が二人以上の場合 世帯主変更届出			1階1番窓口 (市民課)		
戸保年といっては、おおおのでは、おおのでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ	健康保険の扶養から外れて、	国民健康保険の加入 (74 歳まで)	加入していた健康保険の 「資格喪失証明書」			
	国民健康保険に加入する方 ※資格喪失日より 14 日以内	国民年金の加入 (20 歳~59 歳までの配偶者)				
	国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方	新しい資格確認書の交付	変更前の資格確認書		1 階 2 番窓口 (市民課)	
	受けられる年金給付がないか、確認とご相談	例)・遺族基礎年金 (子のある妻、または子) ・国民年金寡婦年金 (60歳~64歳の妻) ・国民年金死亡一時金	※受付窓口でご相談ください		(门工公司来)	
	お子さまに関して受けられる手当・助成等の確認、 相談	・子ども医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成・重度心身障がい者医療費助成・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・保育園等	※ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なりますので、ご相談ください		1階7番窓口 (こども未来課)	
	亡くなられた方が不動産(土地、建物等)を 所有している場合	不動産登記申請	右記に電話の上、ご相談ください。		 熊本地方法務局	
	亡くなられた方の預貯金等について 相続手続きが必要な場合	法定相続情報証明	(12月29日~1月3日及び土日祝日 を除く午前9時~午後5時の間)		人吉支局 0966-22-0056	

7868-8601 人吉市西間下町7番地1

市役所代表電話 0966-22-2111 開庁時間 午前**8**時**30**分 ~ 午後**5**時**15**分

※木曜日のみ窓口業務を午後 7 時まで延長

(土曜・日曜・祝日、12月29日~1月3日は閉庁します)

市公式 HP







みんなが幸せを感じるまち。 ずっと住み続けたいまち。 ひとよし

手続きチェックシート

おくやみ

心よりお悔やみ申し上げます

死亡届 死亡の事実を知った日から 7 日以内に届出してください

火葬許可証をお渡しします

・火葬許可証は、火葬場に必ずお持ちください。 ・火葬許可証は、火葬後ご遺族に返却されます。 納骨するときに必要な書類ですので、 大切に保管してください。

- 死亡届の届出人は、
 - 1. 親族(6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族)
 - 2. 同居者
 - 3. 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人 となっています。
- 窓口に来られる方は、町内会の役員等使者でも構いません。
- 届出に必要なもの
 - ・死亡届と死亡診断書

(届書は、病院に備え付けてあります。死亡届の右半分が死亡診断書になっています。)



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、

後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。 本人確認書類の提示をお願いいたします。



<官公署が発行した、顔写真付きで身分を 証明できるもの、免許証、許可証>





そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に 2 点が 必要なもの

- 健康保険証(資格確認書)
- ・年金手帳[※] ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き 本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

- 1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や 委任状等により確認させていただきます。
- 3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の マイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。